



女性に対する暴力をなくす運動



11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」です。これに合わせ、毎年11月12日から11月25日までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間になっています。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であると言えます。

県では、この期間中、国、他の地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしています。

11月7日（火）には、県内の自治体や各種団体で男女共同参画各種相談事業に携わっている方を対象にした「相談員スキルアップ研修」を開催し、「自分を大切にする心の基本的人権～自己尊重から始まるエンパワメント～」と題したセミナーと参加者間での事例検討を実施します。また、11月15日

（水）には、DV被害者支援をテーマに「女性相談員等技術研修会」が開催されます。

今年度のポスターには、ご自身も配偶者からの暴力の被害経験を持つ、漫画家の西原理恵子さんの「りえさん手帖」のキャラクターがデザインに起用されています。

暴力について悩んでいることがあれば、2ページ目に記載している「みやぎ男女共同参画相談室」にご相談ください。秘密はもちろん守りますし、匿名でも構いません。ぜひご利用ください。

参考

内閣府男女共同参画局

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html

みやぎ男女共同参画相談室

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/jigyousoudan.html>

それ、本当に大丈夫?
気づいてますか?このような暴力からはひとりでは抜け出せません。

ストーカー? 怖い...見られてる?
DV? 怖い...見られてる?
AV出演強要? 怖い...見られてる?

ひとりど悩まず
まずは相談!

DV 0570-0-55210

11月12日～25日
「女性に対する暴力をなくす運動」期間
配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。

内閣府 女性に対する暴力の相談サイト
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html

内閣府 国代から
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/q-wav/index.html

内閣府 110によるAV被害相談窓口
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/av/index.html

